

洲農第659号
令和8年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	田処 (田処)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の平均年齢は66歳で水稻の経営が中心の小さい集落で、小さい集落で担い手も少なく一部の農家で畜産を組み合わせた複合経営を行っている。堆肥の散布による地力増進を進めている。

地区の耕作者の年齢は、50歳未満1件、50歳代7件、60歳代5件、70歳代8件

(2) 地域における農業の将来の在り方

たまねぎ少々と、水稻を基本としているが、水稻関係の機械が壊れた段階で、水稻の機械作業を他の農家に依頼している農家が増えている。当地域における水稻作付面積は全体の70%程度で、個人経営で行っており、効率的かつ効果的な営農が行われていないため、今後は土地利用型農業の共同化やオペレーターの育成を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

田処地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農用地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

集落内の中心農地は基盤整備が完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後、地域の農地については、地域で守っていくことを基本とし、円滑な経営継承ができるよう地域ぐるみで取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

共同作業で飼料作物の収穫、良質堆肥の散布、労力支援は個々で対応する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害に対しては、地域での侵入防止柵の設置にあわせて個々の設置もしており、今後も続けていく。
- ②⑨耕畜連携を地区で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進める。また、肥料の局所施肥やフェロモントラップなど新しい技術を取り入れ減農薬・減化学肥料に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払や中山間地域直接支払事業を活用し、畦畔の草刈りや水路、ため池の管理など集落で共同作業を行う。また機械の導入や設備の更新で省力化を進めていく。